

NOMURA
WEALTH MANAGEMENT





CONTENTS

ラップ信託 サービス内容説明書

■ 重要なお知らせ	3
■ ラップ信託とは	9
■ ラップ信託：野村SMAとは	11
■ ラップ信託：野村SMAの運用戦略	13
■ ラップ信託：世界の経済成長をとらえる	15
■ ラップ信託：長期分散投資を支える投資理論	17
■ ラップ信託：野村SMAサービスの流れ	19
■ ラップ信託：運用報告について	23
■ 契約時のお手続きの流れ	27
■ 運用開始後のご契約変更・解約	29
■ その他	31
■ 料金	33
■ 料金の計算方法について	35
■ ラップ信託のサービス概要	39
■ 税金について	42
■ 一般的な証券取引との比較	43
■ ラップ信託のリスク	44

重要なお知らせ(1)

当初委託者 兼 第一受益者：ラップ信託を申込み、当初資産を運用するお客様
第二受益者：当初委託者 兼 第一受益者のご相続発生によりラップ信託を引き継ぐお客様
信託受益権：信託財産からの利益(信託終了時には信託財産の元本の償還)を受ける権利

1 | ラップ信託のご契約（当初委託者 兼 第一受益者）

当初委託者 兼 第一受益者は、野村信託銀行と野村SMA専用投資信託の管理および第二受益者への資産承継を目的とする信託契約(遺言代用信託)をご契約いただきます。
あわせて、当初委託者 兼 第一受益者は、野村証券と投資一任契約をご契約のうえで野村証券に対して信託財産の運用における投資判断の全部を一任し、この投資判断に必要な権限を委任します。
野村証券は、投資一任契約に基づく資産配分比率にあわせて、野村SMA専用投資信託(以下「専用投資信託」)の売買の判断をします。

2 | ラップ信託のご契約（第二受益者）

第二受益者は、当初委託者 兼 第一受益者に相続が発生し、信託受益権を取得した場合に効力が発生する停止条件付投資一任契約を野村証券とご契約いただきます。
当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生した場合、第二受益者が信託受益権を取得し、上記契約の効力が発生し、第二受益者は野村証券に対して信託財産の運用における投資判断の全部を一任し、この投資判断に必要な権限を委任します。
野村証券は、投資一任契約に基づく資産配分比率にあわせて、専用投資信託の売買の判断をします。

3 | 契約期間は1年更新、変更は年6回まで

契約期間は、1年ごとに自動更新されます。
ただし、初年度の契約期間は、「契約締結日」から「契約締結日以降12回目の月末日」までとなります。
また、運用開始日の1ヶ月後以降、1年ごとの契約期間あたり6回まで、契約変更ができます。

4 | 運用中、売買損益が発生する

リバランス時の専用投資信託の売買にともない、その都度、売買損益が発生します。

5 | 一部解約(減額)に関する金額の制約

信託財産額が3,000万円を下回ることとなるような一部解約(減額)はできません。

6 | 一部解約(減額)はご返金までに時間を要する

一部解約(減額)は、お申込みからご返金まで約2週間～1ヶ月かかります。

7 | ラップ信託の料金は、信託財産から引落し

「投資一任報酬」と「SMA報酬(野村信託銀行の信託報酬を含む)」を、3ヶ月ごとにラップ信託の信託財産から引落します。

8 | 為替ヘッジについて

お客様は、為替ヘッジについて、「ヘッジする」、「ヘッジしない」等をご選択いただけますが、その選択とは別に、国内債券の資産クラスには為替ヘッジをした外国債券に投資をする商品も含まれます。また、オルタナティブの資産クラスには、為替ヘッジをした商品や為替取引をおこなう商品も含まれます。商品の詳細は目論見書でご確認ください。

9 | 全部解約は運用開始の3ヶ月後から

運用開始日から約3ヶ月経過すれば、全部解約は可能ですが、運用開始日の3ヶ月後はすでに2回目の計算期間の料金がかかるため、解約をしても、2回目の計算期間分の料金はご返金しません。

10 | 解約、減額は金銭のみ

全部解約、一部解約(減額)の場合、信託財産を換金して受益者であるお客様名義の野村信託銀行の普通預金口座に入金いたします。投資信託での引出しはできません。

11 | 税金の取扱いについて

ラップ信託では、受益者であるお客様が、専用投資信託を直接保有しているとみなされ、課税がおこなわれます。専用投資信託の収益分配金は、配当所得として取扱われ、源泉徴収によって課税されます。専用投資信託の売却による所得は、上場株式等の譲渡による所得と同様に取扱われ、原則として受益者であるお客様において確定申告が必要になります。
詳細につきましては、会計士、税理士等の専門家または税務署等にご相談ください。

重要なお知らせ(2)

12 | 第二受益者にご指定いただけるのは原則として推定相続人

ラップ信託の第二受益者は、以下の範囲でご指定いただきます。

- (1)当初委託者 兼 第一受益者の推定相続人
- (2)当初委託者 兼 第一受益者の孫
- (3)上記以外で野村信託銀行が認める6親等内の親族(6親等内の血族(甥、姪、従兄弟、従姉妹等)または3親等内の姻族(子の配偶者、兄弟の配偶者等))

なお、第二受益者に当初委託者 兼 第一受益者よりも先にご相続が発生した場合は、上記の範囲で新たな第二受益者をご指定いただきます。

13 | 指定指図人の指定

当初委託者 兼 第一受益者は、将来の判断能力低下に備え、あらかじめ第二受益者を指定指図人として指定することができます。委託者について(1)成年後見の開始、または(2)任意後見監督人の選任、に関する登記事項証明書の届出が行われた場合、指定指図人は、一部の契約変更(全部解約、一部解約(減額)、運用方法の変更に限ります)に関する代理権を行使することができます。

14 | 当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生した場合

当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生した場合、第二受益者は遅滞なく野村証券にお申出いただき、受益者変更のお手続きをおこなってください。

第二受益者は、改めて次の受益者となるべき方を指定することができます。
(指定できるのは第二受益者から見た上記12の範囲の方です)

15 | 第二受益者にご相続が発生した場合

当初委託者 兼 第一受益者が指定した第二受益者にご相続が発生した場合は、受託者が指定する期日までに新たな第二受益者を指定していただく必要があります。

新たな第二受益者が指定される前に当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生した場合、ラップ信託は解約となります。

16 | ラップ信託は相続税の対象財産となる

ラップ信託は、相続税の対象財産となります。

当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生した場合、当初委託者 兼 第一受益者の他の財産と合算して相続税を計算する必要があります。

17 | 相続税が2割加算となる場合

第二受益者が、ご相続発生時点で当初委託者 兼 第一受益者の一親等の血族(代襲相続人となった孫(直系卑属)を含みます)および配偶者以外の方である場合には、その方の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。

18 | ラップ信託は遺留分侵害額の請求の計算対象となる

ラップ信託は、遺留分侵害額の請求の計算対象となります。

保有資産の総額に対して過度にラップ信託に投資した場合、受益者は他の相続人から遺留分侵害額請求権の行使を受ける可能性があります。

すでに遺言書を作成された方は、ご保有の資産の総額によっては、ラップ信託のお申込みにより、遺言書で想定していた比率と異なる財産配分となることで、遺留分を侵害する可能性があります。

また、ラップ信託をご契約後に新たに遺言書を作成する方は、ラップ信託の内容も含めて遺留分を侵害することのないようご検討ください。

19 | 第二受益者が遺留分侵害額請求権の行使を受けた場合

当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生した後、第二受益者以外の相続人より遺留分侵害額請求権の行使を第二受益者が受けた場合でも、受託者は第二受益者からの請求によるラップ信託にかかる金銭の交付に応じます。(受託者は遺留分侵害額請求権の行使の対象とはなりません)

20 | 当初委託者 兼 第一受益者のご相続手続き中のご留意事項

野村証券は第二受益者に、ご相続手続きの状況等をお伺いし、当初委託者 兼 第一受益者の遺言・相続に関する紛議が生じた場合、野村証券ならびに野村信託銀行は関与できず、当事者間で合意、解決がされるまで、またはご相続手続きが完了するまでの間、ラップ信託にかかる金銭の交付に応じられない、もしくは交付までに時間がかかる場合等があります。

21 | 海外居住となる場合

当初委託者 兼 第一受益者が日本に居住しないこととなる場合、ラップ信託は解約となり、換金されます。出国までに解約代金のお受取りにかかるお手続きをおこなってください。また、第二受益者が日本に居住しないこととなる場合は、新たな第二受益者をご指定ください。



ラップ信託 = ラップ(投資一任) + 信託(遺言代用信託)

ラップ信託は、お客様のお考えのもとで長期運用しながら、大切なご家族へ資産をのこすサービスです。

ASSET SUCCESSION TRUST-WRAP

ラップ信託とは

野村SMAでの運用

当初委託者 兼 第一受益者は、ご資産を野村SMAで運用いただきます。

資産配分・運用商品の変更や増減額、解約が可能です。

*当初委託者 兼 第一受益者は野村証券と投資一任契約を締結します。

通常の野村SMAの運用に比べて追加コストはありません。
(ラップ信託の信託報酬はSMA報酬に内包されます)

運用の継続

第二受益者にも運用報告書が郵送され、引き継ぐ予定の資産内容を把握していただけます。

当初委託者のご相続発生後は第二受益者に信託受益権が移り、野村SMAの運用を引き継ぎます。

*第二受益者はあらかじめ野村証券と停止条件付投資一任契約を締結します。

相続人の指定

ご資産を引き継ぐご相続人等(第二受益者)を指定していただきます。あわせて第二受益者を指定指図人とすることもできます。

* 引き継ぐ方は野村信託銀行が認める6親等内の親族(配偶者、6親等内の血族または3親等内の姻族)の中から指定できます。途中で変更も可能です。

* 指定指図人についてはP.41をご参照ください。

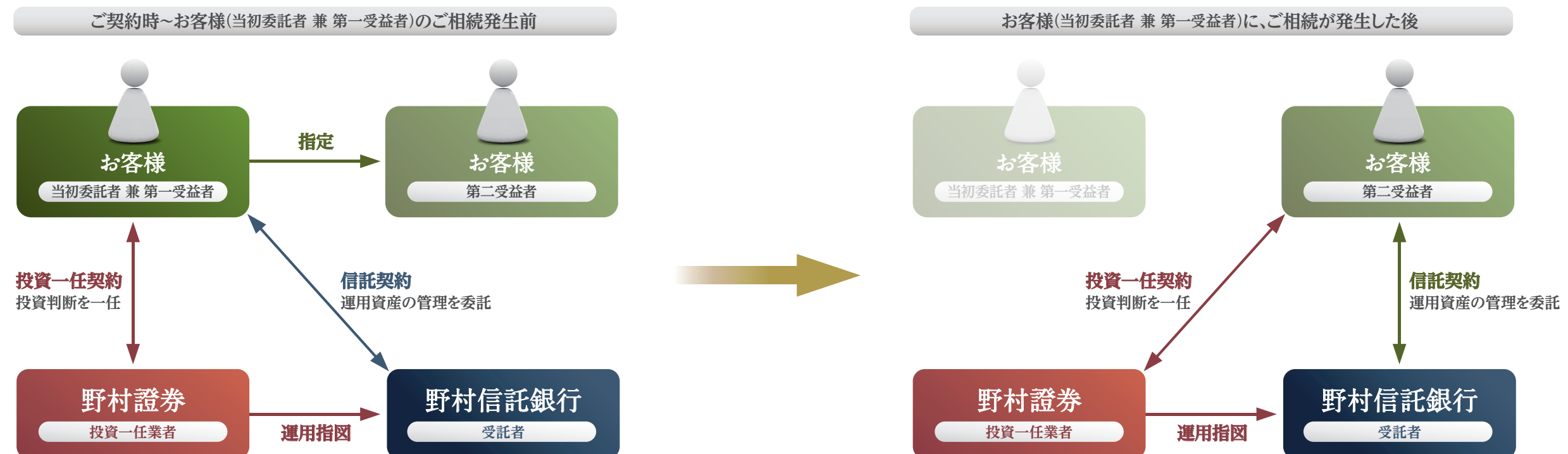
第二受益者が引き継いだ後、改めて次の受益者となるべき方を指定することができます。

簡単な相続手続き※

「死亡届の写し」等を受領後、4営業日程度で受益者変更のお手続きは完了します。

※詳しくはP.32「ご相続の発生時のお取扱い(受益者の変更)」をご参照ください。

ラップ信託は遺産分割協議の対象外です。



ラップ信託は野村SMAで運用します。

野村SMAは、お客様のお考えのもと、お客様にかわって、資産運用をする投資一任サービスです。

PLAN

ヒアリングをもとに運用プランをご提案

- 各資産クラスのリスク・リターンと相関係数を考慮して、資産配分を構築します。
- お客様のリスク許容度、投資制約条件に応じた資産配分をご提案します。

DO

投資一任契約に基づいた運用とリバランス

- 野村SMA専用投資信託の売買による運用をおこないます。
- 資産配分比率に上下限値を設け、その範囲を超えた場合もとの資産配分比率に戻す取引をおこない、リスクを管理します。

ACTION

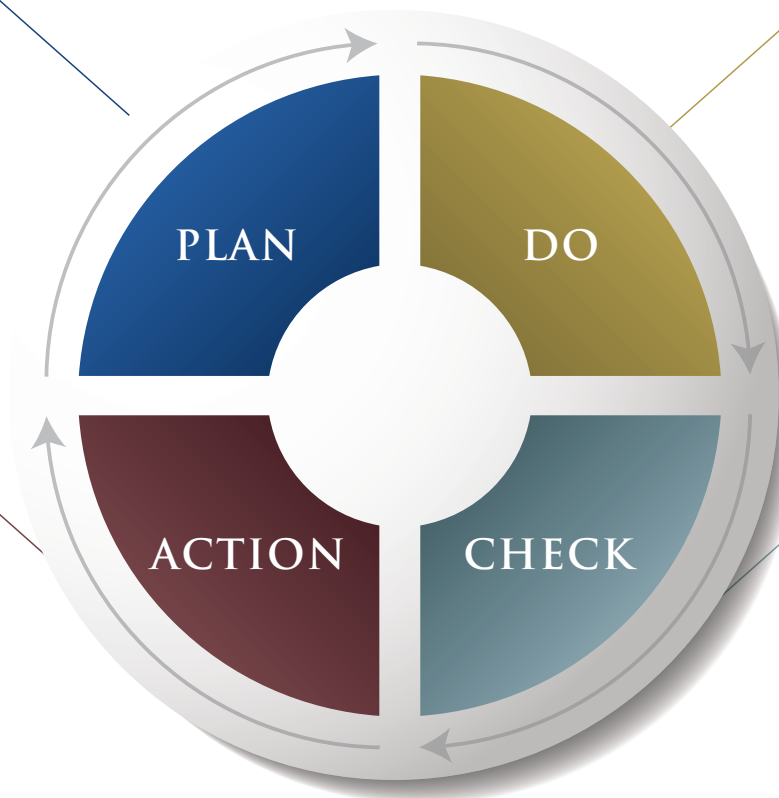
運用プランの再構築と実行

- CHECKをもとに、お客様のご意向に沿ったプランを再構築し、運用の見直しをおこないます。

CHECK

運用状況の報告とご意向の確認

- 3ヶ月ごとに、年4回、運用資産の時価評価額や運用損益、残高明細などをご報告します。
- オンラインサービスのWebページにて野村SMAの運用状況をご確認いただけます。
- お客様のご意向や状況の変化などをお伺いいたします。



サービスのポイント

効率性

- SMA専用口座で資産の一元管理が可能です。
- 売買の都度発生する取引手数料がかからず、また運用管理費用が割安なためコストを抑えた運用ができます。

流動性

- 減額は運用開始日の1ヶ月後から、解約は運用開始日の3ヶ月後からいつでも可能です。
- 野村SMA専用投資信託での運用によりいつでも換金できます。

透明性

- 運用理論やプロセスが明確な資産管理サービスです。
- 野村SMA専用投資信託は、外部の評価機関を通じ、定性・定量評価を実施します。
- 運用状況を随時ご確認いただけます。

継続性

- 一定のルールに基づいて、お客様のご意向に沿った運用が継続できます。
- 金額の増減、資産配分、運用商品の見直しが可能です。(年6回まで)

ラップ信託 | 野村SMAの運用戦略

野村SMAの資産配分や投資信託の選定については、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (NFRC) CIOマネジメント部が中心となっておこなっています。

CIOマネジメント部による運用アプローチ

CIOサービスの概要

CIO*サービスは、「公的年金、企業年金などの機関投資家向けの資産運用サービス機能を個人投資家等に拡げる」をコンセプトとした高付加価値アドバイザー・モデルであり、従来の投資一任サービスを強化したサービスです。
※CIO：チーフ・インベストメント・オフィス (Chief Investment Office)

CIOサービスの資産運用のおもな特徴は次の3つです。

① リスクに強い分散投資

② お客様の志向に適合したポートフォリオ構築

③ 将来動向を見込むフォワードルッキングな資産設計

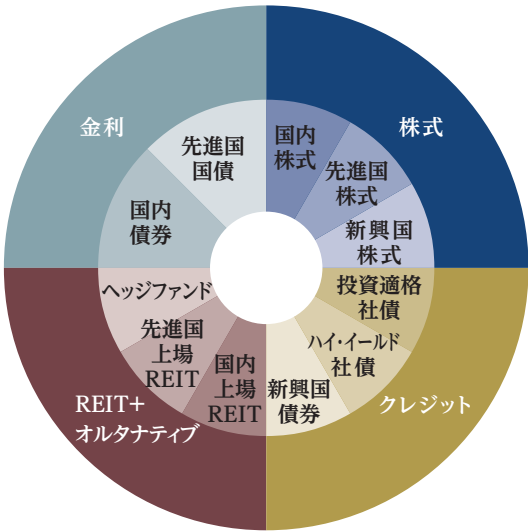
投資一任サービスに係るCIOの主要コンテンツ

SAA (戦略的資産配分)

お客様のご意向やリスク許容度をもとに、長期的な視点から11資産のデータに基づいて資産配分を構築します。(右図参照)
→低金利下でもより良いパフォーマンスの発揮を追求します。

投資信託の選定

SAAに基づいて、超過収益を得るために各資産の投資信託の選定・構成の提案
→SAAに対して更なるプラスアルファを追求します。



SAAによる資産構成 (11資産)

CIOマネジメント部のご紹介

CIOサービスの組織体制

- ポートフォリオの資産配分等は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (NFRC) CIOマネジメント部が中心となっておこないます。
- CIOマネジメント部の母体である野村証券フィデューシャリー・マネジメント部は、30年以上にわたり機関投資家に対して運用コンサルティングや調査研究をおこなっており、その知見がCIOサービスに活用されています。

CIOマネジメント部の歴史

CIOマネジメント部は2021年12月の組織再編により、野村証券フィデューシャリー・マネジメント部内のCIOグループが独立してNFRC内の部となりました。
母体である野村証券フィデューシャリー・マネジメント部は、その前身である金融工学研究センターおよび野村総合研究所 (NRI) の時代から、30年以上にわたって年金コンサルティング業務をおこなってきました。

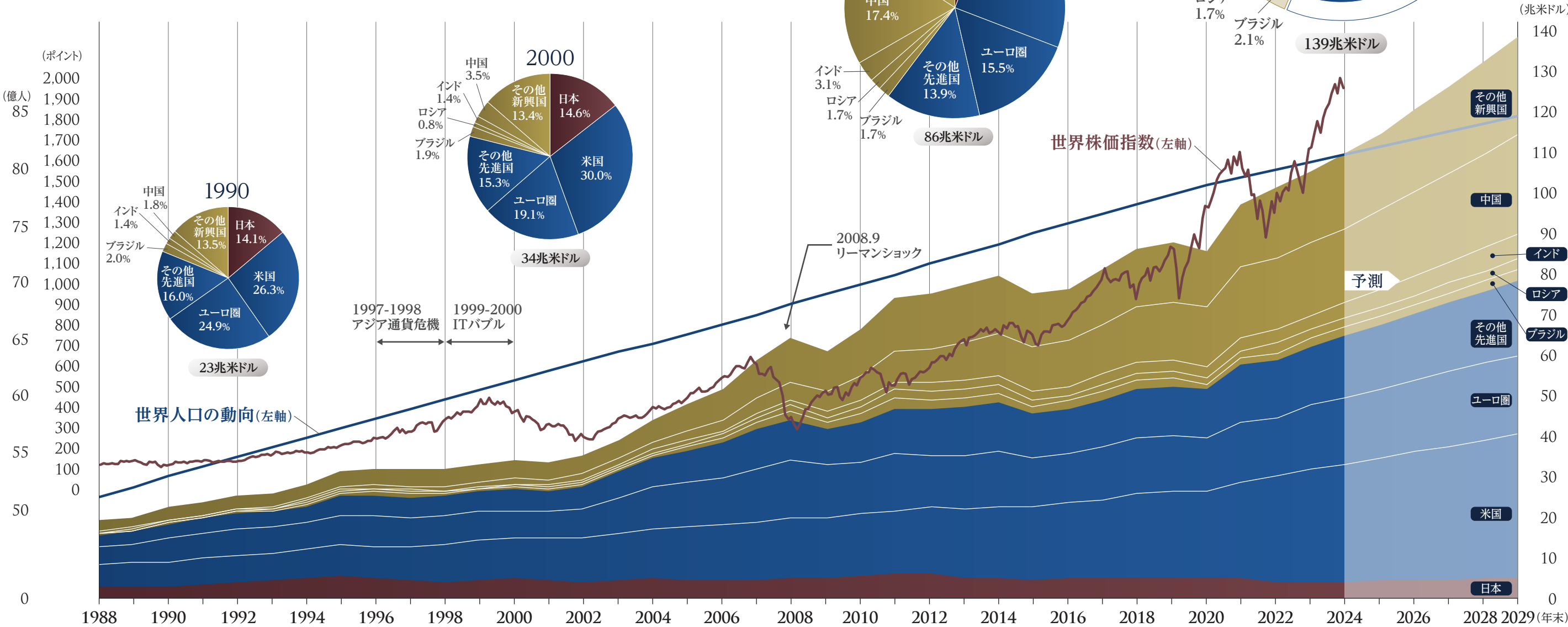
(CIOマネジメント部の歴史年表)

野村総合研究所 (NRI) システムサイエンス部	1989年	NRIシステムサイエンス部にて「年金マネジメント研究会」を創設。年金勉強会や調査レポートなどの情報提供サービスとともに、年金コンサルティング業務を開始。
野村証券 金融研究所 投資技術研究部	1997年 2002年	NRIのシステムサイエンス部を野村証券 金融研究所 投資技術研究部に移管。コンサルティング・サービスをおこなう2つのチーム体制を確立。 ●年金マネジメント研究会(企業年金および学校法人のコンサルティング) ●資産運用研究グループ(公的年金・共済などのコンサルティング)
野村証券 金融経済研究所 金融工学研究センター	2004年	組織変更により、金融研究所 投資技術研究部を、金融経済研究所 金融工学研究センターに名称変更。
野村証券 フィデューシャリー・サービス 研究センター	2007年 2020年	組織変更によりフィデューシャリー・サービス研究センター フィデューシャリー・マネジメント部へと名称変更。 個人投資家向けの資産運用サービスをおこなう、CIO (チーフ・インベストメント・オフィス) グループを新設。
NFRC CIOマネジメント部	2021年	12月、野村証券内のフィデューシャリー・マネジメント部をNFRCに移管するとともに、フィデューシャリー・マネジメント部内のCIOグループが独立してNFRC内のCIOマネジメント部となる。

運用のエンジンは世界の経済成長

過去から未来に向かって成長し続けているものは何か。それは世界経済です。
長期的な視点で世界に分散投資をおこなうことで、世界経済成長の恩恵を受けることができます。
しかし、運用に変動はつきもの。一番コントロールしにくいのは“人間の心理”です。
短期的な変動で一喜一憂すると、未来にわたる世界経済の成長をとらえることはできません。
資産形成のための長期継続投資を支えるのは、次からの投資理論(→P.17参照)です。

《世界のGDP推移と株価の関係》 GDP:1988年～2029年(予測) 世界株価指数:1988年12月末～2024年12月末



(出所) GDPはIMF「World Economic Outlook Database, October 2024」、ただしロシアのデータは1992年から、2024年以降は国際通貨基金(IMF)の予測、世界株価指数はMSCI ACワールド指数(配当込み、米ドルベース)、世界人口の動向は国際連合「World Population Prospects」より野村證券作成

*グラフ等は過去および予測のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。



現代ポートフォリオ理論

現代ポートフォリオ理論 (MPT=Modern Portfolio Theory) は1952年にシカゴ大学の学生であったハリー・マーコウィッツ(経済学者、1990年にノーベル経済学賞を受賞)が発表した「資産運用の安全性を高めるための一般理論形成」に端を発します。

「すべての卵を一つのカゴに盛るな」という格言があります。マーコウィッツが提唱した現代ポートフォリオ理論は、まさにこの格言を学術レベルで精緻化したファイナンス理論です。複数の投資対象を持つことでリスクが軽減する分散効果、相関の低い資産を組み合わせることでリスクが軽減する相関効果、この2つの効果を組み合わせることにより、リターンを変えずに投資のリスクを減らす(リスクを変えずにリターンを上げる)ことができると証明したものです。

各リスク水準における最適資産配分の集合を効率的フロンティアと呼びます。現在ではほとんどの機関投資家は、最適資産配分(効率的フロンティア)の考え方をベースに基本的なポートフォリオを構築していると言われています。

資産を組み合わせる効果

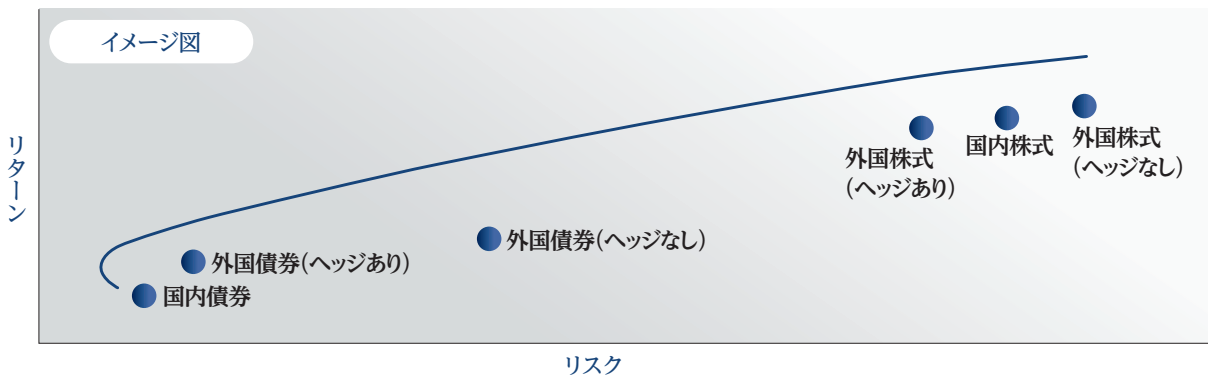
一つの資産だけでは値動きが大きくなりますが、違った値動きの資産を同時に持つことによりリターンが安定します。

各資産(為替ヘッジなし)の年間リターンランキング(年率、%)												
2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
外国株式 31.9	外国株式 54.8	外国株式 21.4	国内株式 12.1	外国株式 5.4	国内株式 22.2	国内債券 1.0	外国株式 28.0	外国株式 10.8	外国株式 38.3	国内株式 -2.5	外国株式 33.2	外国株式 33.6
国内株式 20.9	国内株式 54.4	外国債券 16.4	等金額 1.9	国内債券 3.0	外国株式 18.7	外国債券 -4.0	国内株式 18.1	国内株式 7.4	等金額 13.8	等金額 -4.8	国内株式 28.3	国内株式 20.5
外国債券 20.4	等金額 33.5	等金額 13.1	国内債券 1.1	等金額 1.4	等金額 11.5	等金額 -7.3	等金額 13.2	外国債券 5.9	国内株式 12.7	国内債券 -5.2	等金額 19.1	等金額 15.3
等金額 18.8	外国債券 22.7	国内株式 10.3	外国株式 -0.9	国内株式 0.3	外国債券 4.7	外国株式 -10.2	外国債券 5.2	等金額 5.8	外国債券 4.2	外国債券 -5.8	外国債券 14.3	外国債券 9.9
国内債券 1.9	国内債券 2.0	国内債券 4.2	外国債券 -4.5	外国債券 -3.0	国内債券 0.2	国内株式 -16.0	国内債券 1.6	国内債券 -0.8	国内債券 -0.1	外国株式 -5.8	国内債券 0.5	国内債券 -2.9

国内債券：NOMURA-BPI指数(総合)／野村證券
国内株式：TOPIX(配当込み)／東京証券取引所
外国債券：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)／FTSE Fixed Income LLC
外国株式：MSCI-KOKUSAI(配当込み、ヘッジなし・円ベース)／MSCI
等金額：4資産を均等に保有し続けたと仮定した場合のポートフォリオ

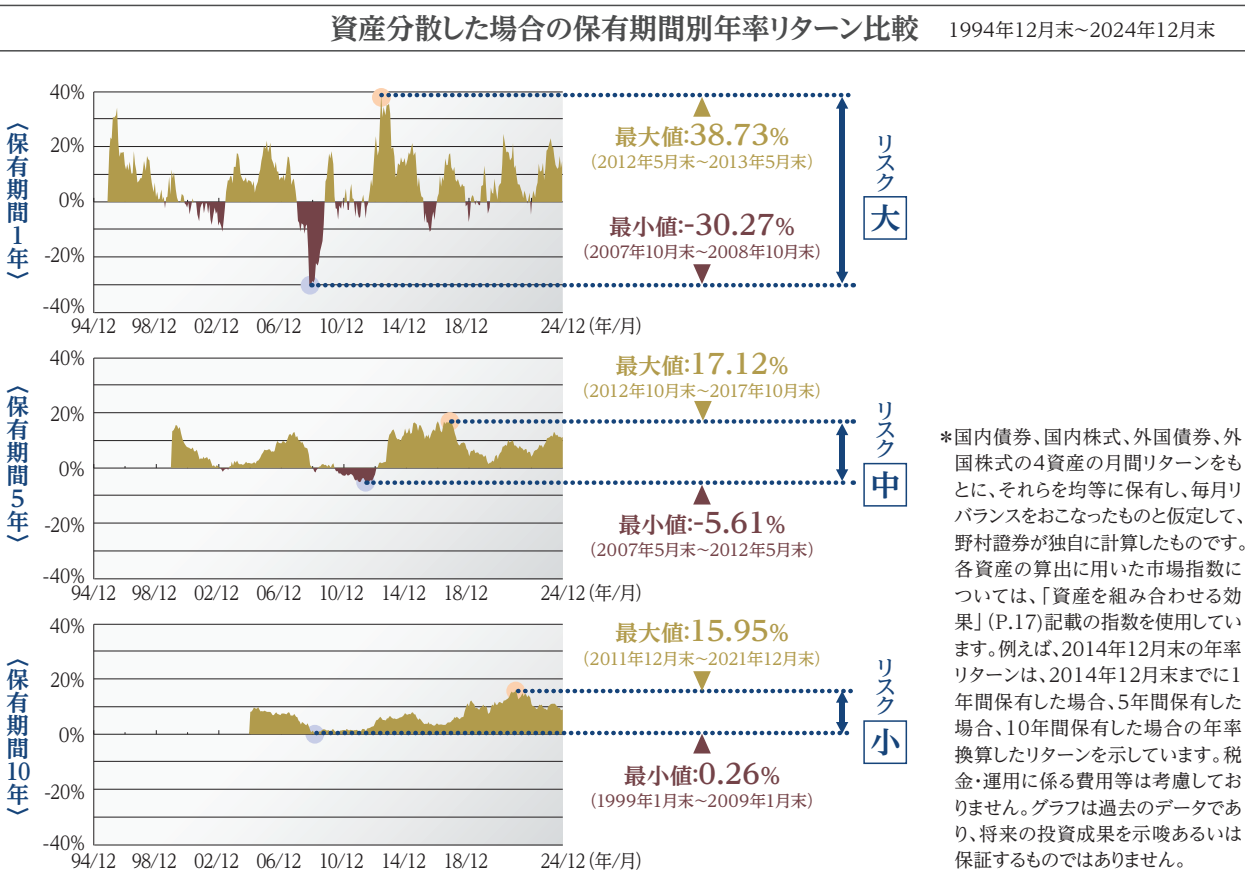
*上記はあくまでも過去のデータに基づき、野村證券が独自に試算したものであり、特定の資産および市場の推奨や将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・運用に係る費用等は一切控除していません。 *上記各指数の著作権、知的財産権およびその他一切の権利は、各指数の公表会社に帰属します。また野村SMAIに起因するいかなる損害に対しても各指数の公表会社は責任を有しません。

効率的フロンティアグラフ

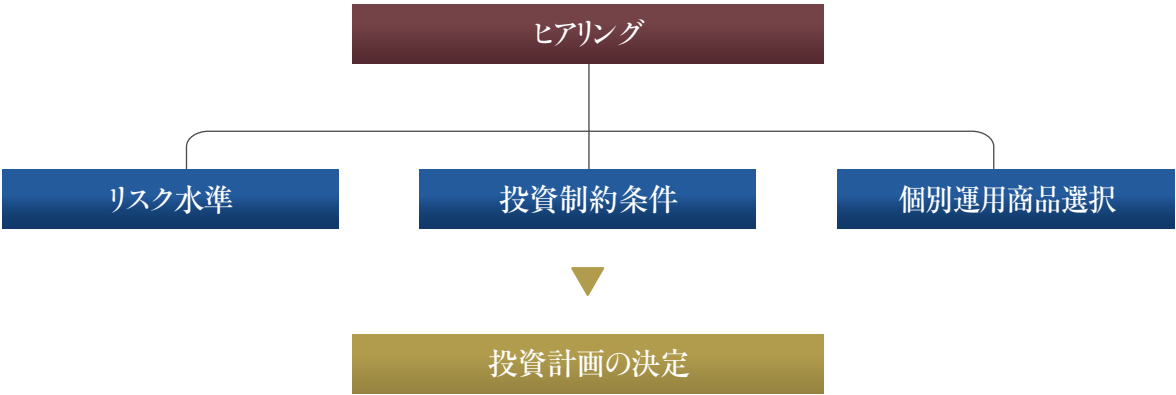


長期投資によるリスクの低減

保有期間ごとに収益率を比較すると、保有期間が長くなるほどリスクが低減します。



PLAN | ヒアリングをもとに運用プランをご提案



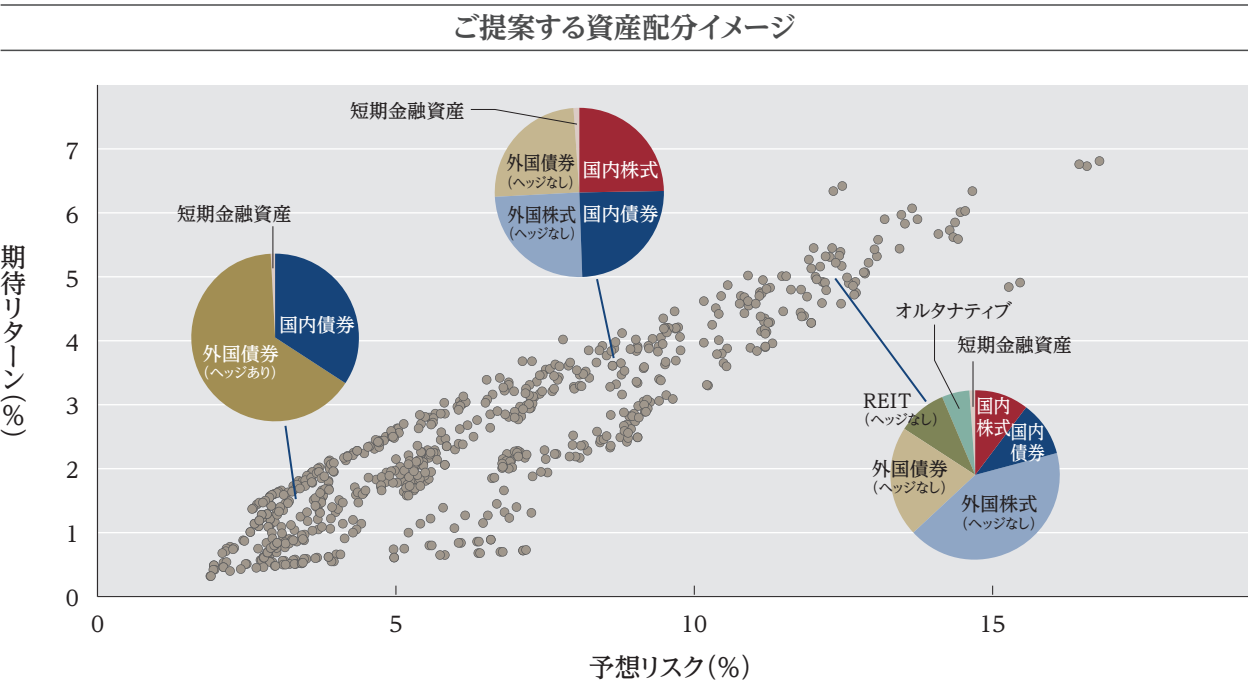
豊富な資産配分パターン

お客様のリスク許容度を判定したうえで、お客様の投資制約条件に応じて、できるだけ高いリターンを期待できる資産配分をご提案します。

【投資制約条件】

株式資産比率 / 為替ヘッジの有無* / REIT 資産の有無 / オルタナティブ資産の有無 など

※お客様は、為替ヘッジについて、「ヘッジする」、「ヘッジしない」等をご選択いただけますが、そのご選択とは別に、国内債券の資産クラスには為替ヘッジをした外国債券に投資をする商品も含まれます。また、オルタナティブの資産クラスには、為替ヘッジをした商品や為替取引をおこなう商品も含まれます。商品の詳細は目論見書でご確認ください。



個別運用商品の選択

それぞれの資産ごとに豊富な商品ラインアップを揃えています。様々な投資スタイルの中から、個別運用商品(野村SMA専用投資信託)を選択できます。お客様のご意向に幅広くお応えするために、野村グループ内に限定せず高評価の投資信託を採用しています。

国内株式 ・割安型 ・成長型 ・総合型 ・中小型	外国債券 ヘッジあり／ヘッジなし ・先進国債券 ・新興国債券 ・ハイ・イールド債券	外国株式 ヘッジあり／ヘッジなし ・先進国株式 ・新興国株式
国内債券	REIT ヘッジあり／ヘッジなし	オルタナティブ

*詳しくは別冊「ラップ信託個別運用商品一覧」をご覧ください。

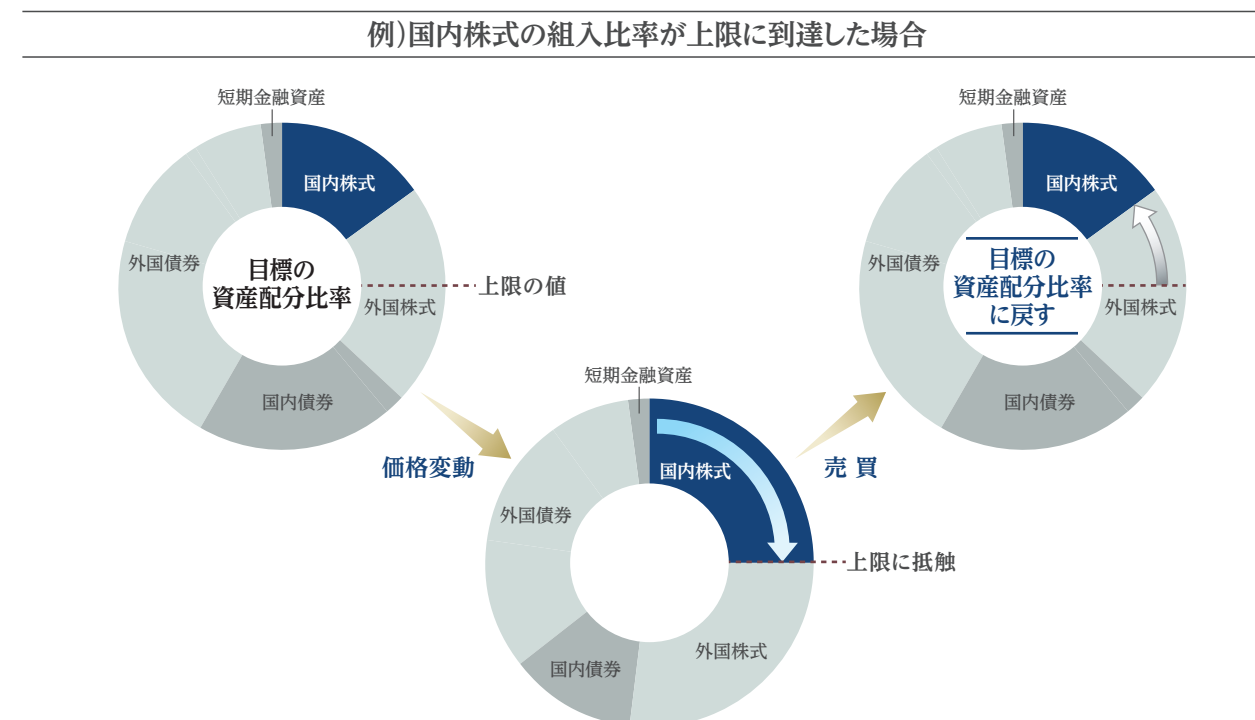




DO | 投資一任契約に基づいた運用とリバランス

■ 目標の資産配分比率への調整(リバランス)

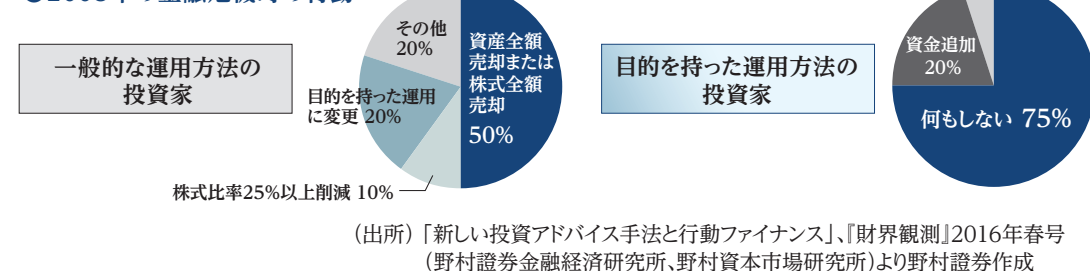
資産配分比率に上下限値を設け、その範囲を超えた場合、もとの目標の資産配分比率に戻す売買をおこないます。
料金が短期金融資産から引落とされることから、年2回程度のリバランスがおこなわれることになります。



目的を持った運用の効果

運用の目的を意識することで、日々の値動きなど、目的に向かう過程での余計なノイズに対する反応を抑えることができます。米国の調査会社によれば、2008年の金融危機の時、一般的な運用方法の投資家は、50%がいわゆる「投げ売り」をした一方で、目的を持った運用方法の投資家は75%が何もせずそのまま運用を継続しました。
目的を意識することで、非合理的な投資行動の影響を受けにくかったと考えられます。

●2008年の金融危機時の行動



CHECK | 運用状況の報告とご意向の確認

お客様ごとの運用報告書を定期的に作成します。

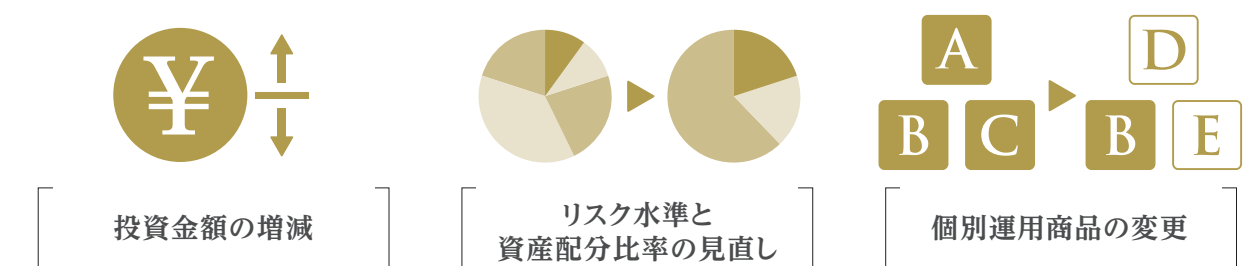
野村SMA投資状況



ACTION | 運用プランの再構築と実行

■ 投資計画の見直し

増減額を含めた、投資計画の見直しは年6回まで可能です。



ラップ信託投資状況のご報告

お客様ごとの運用報告書を定期的に作成いたします。
ラップ信託の運用報告書として、野村SMA投資状況をご提供します。運用報告書における運用資産がラップ信託の信託財産となります。



3、6、9、12月末基準で作成。
当初委託者 兼 第一受益者および第二受益者宛に、翌月中旬にお送りします。
*この報告書は金融商品取引法第42条の7に定める報告書を兼ねています。

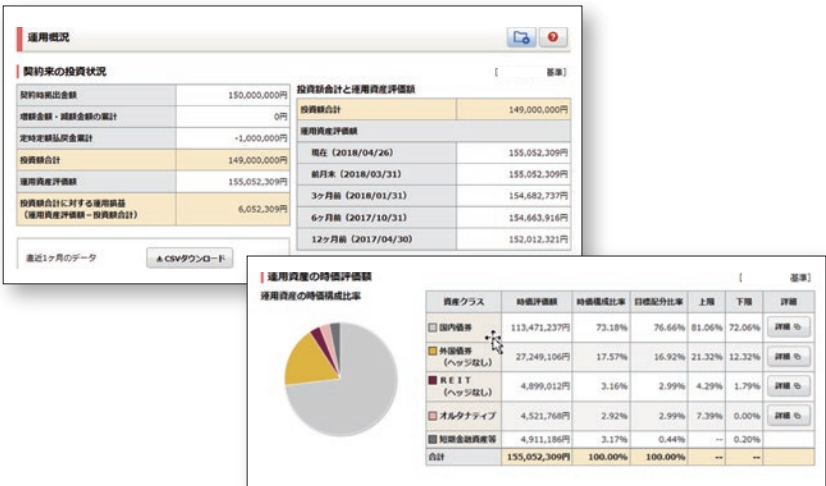
3、6、9、12月を除く月末基準で作成。
当初委託者 兼 第一受益者宛に、翌月中旬に交付します。(オンラインサービス上でのみ閲覧可能)
*第二受益者がラップ信託の受益権を引き継いだ後は、投資状況(四半期)と投資状況(月次)の両方を交付いたします。

記載されるおもな項目は次のとおりです。

- 投資額合計／運用資産評価額／運用損益
- 運用資産評価額と投資額合計(現在、1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前、12ヶ月前)
- 運用資産と個別運用商品の運用実績
- 残高明細表
- 取引明細表
- 分配金等に関する明細(投資状況(四半期)のみ)

オンラインサービス

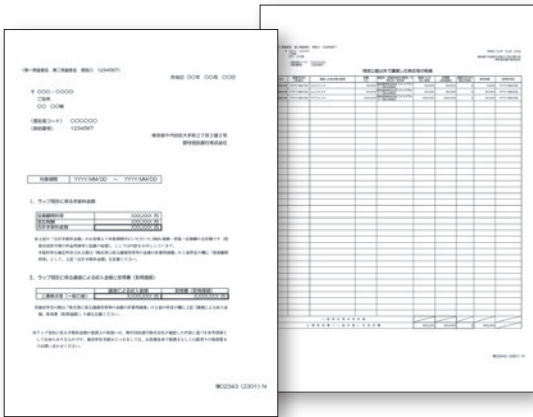
オンラインサービス上のWebページにて、野村SMAの運用状況をご確認いただけます。



*ログイン時はお取引店の信託口座の取引店コードと口座番号をご入力ください。
*初回ログイン時に必要な初期パスワードは信託口座開設後、「オンラインサービス初期パスワードのお知らせ」をお送りします。

確定申告手続きに必要な「ラップ信託に係る確定申告手続用資料」を郵送いたします。

ラップ信託では、野村信託銀行より受益者に「ラップ信託に係る確定申告手続用資料」を郵送いたします。
確定申告手続きのうち、譲渡所得等の金額の計算に用いられる「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成する際にご利用ください。
*税金の取扱いについては、P.42「税金について」をご覧ください。



A photograph of a lush green forest. In the foreground, a tree with bright yellow-green leaves stands out against the darker green background of other trees. The ground is covered in tall green grass with small white flowers. The text is overlaid on the left side of the image.

ラップ信託

大切なご資産を大切な方へ引き継いでいくために…

契約時のお手続きの流れ

お手続きの流れ



*契約内容のご変更は運用開始日の1ヶ月後から可能となります。
*申込書類をご提出いただいた後に、お申込みを撤回される場合は、運用開始日をお伝えする時点までに、野村証券で所定のお手続きが必要です。
*野村証券は、野村信託銀行の信託代理店として、ラップ信託の契約締結の媒介をおこないます。

おもなお申込み手続書類

野村証券よりお渡しする書類

次の書類を当初委託者 兼 第一受益者、第二受益者にお渡しします。

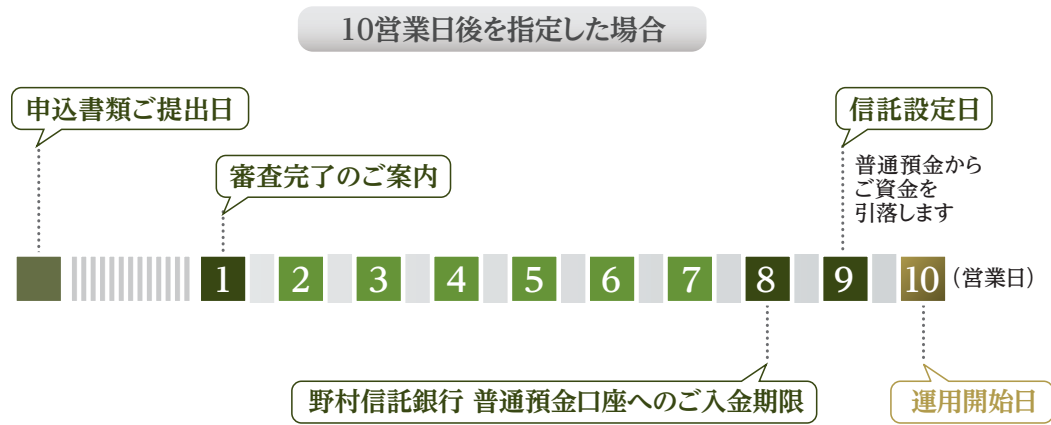
- ラップ信託サービス内容説明書(本冊子)
●投資提案書
●ラップ信託個別運用商品一覧
●ラップ信託約款集 等
- 契約締結前交付書面
●専用投資信託の目論見書
●ラップ信託申込書

野村証券へご提出いただく書類

- お客様が署名されたラップ信託申込書
(当初委託者 兼 第一受益者、第二受益者それぞれより)

お申込みから運用開始までのスケジュール

審査結果のご案内日を起算日として10~15営業日後が運用開始日となります。
運用開始日を起算日として3営業日前までに、当初委託者 兼 第一受益者名義の野村信託銀行 普通預金口座へご入金いただきます。





運用開始後のご契約変更・解約

ご契約変更・解約

ご契約変更は、運用開始日の1ヶ月後から1年(一契約期間)ごとに6回までとします。
追加信託(増額)と一部解約(減額)は同時にできませんが、その他の変更は、組み合わせて同時にすることも可能です。

ご契約変更の流れ

- 1 野村証券のお取引店へご連絡ください。
- 2 再度ヒアリングをさせていただきます。
- 3 ヒアリングに基づいた投資提案書を作成し、ご提示します。
- 4 変更の申込書類をご提出ください。
- 5 変更手続完了後に、変更後の契約の内容を記載した『野村SMA投資一任契約 変更覚書』をお送りしますので、内容をご確認ください。
* 変更適用日は当社所定の手続きが完了する日から、6~15営業日となります。
- 6 変更を取消す場合は、変更適用日から起算して3営業日前までにご連絡ください。
* 追加信託(増額)を取消す場合は、変更適用日をお伝えする時点までにご連絡ください。
- 7 原則として、変更適用日から変更後の資産クラス、個別運用商品の資産配分比率になるように、専用投資信託の売買をおこないます。

追加信託(増額)

単 位	追加信託(増額)に対応した取引
1回あたり100万円以上、1万円単位	その契約期間に適用されている資産配分比率になるように、原則として変更適用日から専用投資信託の売買をおこないます。
新たな契約金額	料 金
「信託財産の時価評価額*+追加信託(増額)金額」が、新たな契約金額です。お申込み後に野村信託銀行で所定の審査をおこないます(審査の結果により、ご契約いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください)。	追加信託(増額)分の料金は、変更適用日から当該計算期間の月末日までを日割りで計算し、引落します。
ご入金	
変更適用日から起算して3営業日前までに、野村信託銀行 普通預金口座へご入金ください。	

*当初委託者 兼 第一受益者が追加信託(増額)された場合、第二受益者にも変更覚書をお送りします。

一部解約(減額)

単 位	一部解約(減額)に対応した取引
1回あたり1万円以上、1万円単位。ただし、信託財産が3,000万円を下回る一部解約(減額)はできません。	一部解約(減額)後、その契約期間に適用されている資産配分比率になるように、原則として変更適用日から専用投資信託の売買をおこないます。
新たな契約金額	料 金
「信託財産の時価評価額*—一部解約(減額)金額」が、新たな契約金額です。	計算期間の途中で一部解約(減額)した場合でも、残りの計算期間にかかる料金はご返金しません。計算期間の最初の営業日を変更適用日として一部解約(減額)した場合には、一部解約(減額)分の料金はいただきません。
ご返金	
ご返金はお申込み後、約2週間~1ヶ月かかります。原則として、一部解約(減額)にかかる代金はすべての専用投資信託の換金が完了した時点で、受益者名義の野村信託銀行 普通預金口座にお振込みいたします。	

全部解約

- 野村証券のお取引店へご連絡いただき、全部解約の申込書類をご提出ください。
- 代金はすべての専用投資信託の換金が完了した時点で、受益者名義の野村信託銀行 普通預金口座にお振込みいたします。

* 解約日は、全部解約の申込手続きが完了した翌営業日になります。 * 投資信託での引出しはできません。
* 計算期間の途中で全部解約した場合でも、残りの計算期間にかかる料金はご返金しません。

その他の変更

資産クラスの見直し	個別運用商品の見直し
● 投資する資産クラスの入替え ● 資産配分比率および実績値との乖離を許容する幅(上下限值)の変更	● 投資する個別運用商品の入替え ● 個別運用商品の配分比率および実績値との乖離を許容する幅(上下限值)の変更

※信託財産の時価評価額は、その変更にかかる投資提案書の作成日の前営業日のものとします。

契約更新

■ 契約更新のスケジュールと内容について

ラップ信託の契約期間は、初年度は「契約締結日」から「契約締結日以降12回目の月末日」までとなります。契約更新後の次年度以降は、前年度に続く1年間です。更新前の契約期間終了日の翌日から起算して、12回目の月末日までとなります。契約は1年ごとに更新されます。

ラップ信託と遺言書に関するご注意事項

遺言書の内容に関わらず、ラップ信託は当初委託者 兼 第一受益者のご相続発生にともない、信託契約に基づき第二受益者に引き継がれます。

ラップ信託のご契約前に、遺言書を作成済みの方

ラップ信託は当初委託者 兼 第一受益者のご相続発生にともない、信託契約に基づき第二受益者に引き継がれます。ラップ信託のお申込みにより、遺言書で想定されていたご相続発生後の財産配分に影響を与える可能性があります。必要に応じて遺言書の変更等をご検討ください。

ラップ信託をご契約後に、新たに遺言書を作成する方

ラップ信託のお申込み後に遺言書を作成する場合、遺言書にはラップ信託以外のご相続財産について配分をご指定ください。
また、ラップ信託の第二受益者を変更する旨を遺言書に記載しても、変更後の第二受益者と野村證券との間で停止条件付投資一任契約が締結されていないため、ラップ信託を引き継いでいただくことができません。

ご相続の発生時のお取扱い(受益者の変更)

ラップ信託の当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生した場合、第二受益者に受益者変更のお手続きをおこなっていただきます。

受益者変更のお手続きの流れ

① 野村證券のお取引店へご連絡ください。

② 「死亡届の写し」等の、当初委託者 兼 第一受益者の「死亡の事実が確認できる書類」をご提出いただきます。4営業日程度で、手続きは完了します。

③ 手続きが完了した後、野村信託銀行より第二受益者へ受益者変更通知をお送りします。

*受益者変更のお手続きは、必ず第二受益者ご自身でおこなってください。野村證券および野村信託銀行は、第二受益者以外の法定相続人等の方に、ラップ信託の取引内容をご説明することはいたしません。

相続税について

ラップ信託は、相続税の対象財産となります。

当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生した場合、当初委託者 兼 第一受益者の他の財産と合算して相続税を計算する必要があります。

遺留分について

ラップ信託は、遺留分侵害額の請求の計算対象となります。

保有資産の総額に対して過度にラップ信託に投資した場合、ご相続開始後受益者は他の相続人から遺留分侵害額請求権の行使を受ける可能性があります。

*遺留分とは、民法が一定範囲の相続人に保障している相続財産の取得分のことです。

直接ご負担いただく費用

=

A | 投資一任報酬

+

B | SMA報酬

ラップ信託の料金は、3ヶ月ごと、年4回、そのときの信託財産（運用資産）の時価に応じて決められた料率により計算されます。資産クラスごとに料率が異なります。

料金は、計算基準日における信託財産全体を

- (1)以降に記載の料率表の計算基準金額の区分に分け、
- (2)(1)の区分内の金額に資産クラスごとの目標資産配分比率を乗じ、
- (3)(2)に資産クラスごとの料率を乗じて計算します。

また、料金はおもに短期金融資産（野村証券による預り金）から引落します。

A | 投資一任報酬

投資一任運用サービスに対する報酬です。
料率表は「国内債券」「外国債券」「左記以外」に分かれます。

資産クラスの計算基準金額ごとに、次の料率が適用されます。

年率、税込み（カッコ内は税抜き）

計算基準金額の区分	国内債券		外国債券		左記以外	
1億円以下の部分につき	0.066%	(0.06%)	0.066%	(0.06%)	0.110%	(0.10%)
1億円超 10億円以下の部分につき	0.055%	(0.05%)	0.055%	(0.05%)	0.077%	(0.07%)
10億円超 30億円以下の部分につき	0.055%	(0.05%)	0.055%	(0.05%)	0.077%	(0.07%)
30億円超 50億円以下の部分につき	0.055%	(0.05%)	0.055%	(0.05%)	0.077%	(0.07%)
50億円超 100億円以下の部分につき	0.033%	(0.03%)	0.033%	(0.03%)	0.055%	(0.05%)
100億円超 150億円以下の部分につき	0.022%	(0.02%)	0.022%	(0.02%)	0.033%	(0.03%)
150億円超 200億円以下の部分につき	0.011%	(0.01%)	0.011%	(0.01%)	0.022%	(0.02%)
200億円超の部分につき	0.011%	(0.01%)	0.011%	(0.01%)	0.011%	(0.01%)

*最新の料率は、「契約の概要」をご覧ください。
*短期金融資産については、一律0%とします。

間接的にご負担いただく費用

- 運用管理費用（専用投資信託にかかる信託報酬）
- 信託財産留保額

*投資信託では運用管理費用（専用投資信託にかかる信託報酬）（最大で信託財産の4.00%（概算）（税込み・年率））、信託財産留保額（最大で信託財産の0.5%）、その他費用をご負担いただきます。その他費用は運用状況等により変動するため、事前に上限額等を示すことができません。また、投資一任契約に基づく投資信託への投資は、投資信託の基準価額等が変動しますので損失が生じるおそれがあります。詳しくは、目論見書をよくお読みください。

B | SMA報酬（野村信託銀行の信託報酬を含む）

お客様ごとに実施される運用プランの策定や運用状況の報告、より効率的な運用を実現するためのポートフォリオ構築や商品メンテナンスの実施など、投資一任サービスを通じた資産管理に対する報酬です。
料率表は「国内債券」「外国債券」「左記以外」に分かれます。

資産クラスの計算基準金額ごとに、次の料率が適用されます。

年率、税込み（カッコ内は税抜き）

計算基準金額の区分	国内債券		外国債券		左記以外	
5千万円以下の部分につき	0.374%	(0.34%)	0.902%	(0.82%)	1.540%	(1.40%)
5千万円超 1億円以下の部分につき	0.374%	(0.34%)	0.770%	(0.70%)	1.320%	(1.20%)
1億円超 3億円以下の部分につき	0.275%	(0.25%)	0.638%	(0.58%)	1.100%	(1.00%)
3億円超 5億円以下の部分につき	0.165%	(0.15%)	0.506%	(0.46%)	0.880%	(0.80%)
5億円超 10億円以下の部分につき	0.165%	(0.15%)	0.440%	(0.40%)	0.770%	(0.70%)
10億円超 30億円以下の部分につき	0.165%	(0.15%)	0.429%	(0.39%)	0.748%	(0.68%)
30億円超 50億円以下の部分につき	0.165%	(0.15%)	0.418%	(0.38%)	0.737%	(0.67%)
50億円超 100億円以下の部分につき	0.110%	(0.10%)	0.275%	(0.25%)	0.473%	(0.43%)
100億円超 150億円以下の部分につき	0.066%	(0.06%)	0.165%	(0.15%)	0.275%	(0.25%)
150億円超 200億円以下の部分につき	0.033%	(0.03%)	0.099%	(0.09%)	0.165%	(0.15%)
200億円超の部分につき	0.011%	(0.01%)	0.033%	(0.03%)	0.055%	(0.05%)

*最新の料率は、「契約の概要」をご覧ください。
*短期金融資産については、一律0%とします。
*SMA報酬には、お客様が野村信託銀行に支払うラップ信託契約にかかる信託報酬が含まれており、SMA報酬のうち、信託報酬に相当する部分は、野村証券が野村信託銀行に代わって受領し、野村信託銀行に支払います。
なお、当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生し、ラップ信託が第二受益者に引き継がれた後も、同様の方法で払い込みをおこないます。
*野村信託銀行の信託報酬は、資産クラスに限らず、所定の基準日における信託報酬計算基準金額に0.22%（税込み・年率）を乗じた金額です。詳しくは、ラップ信託約款（遺言代用信託約款）をご確認ください。

料金の計算期間と支払方法

決められた料率（年率）の3ヶ月分（初回は異なります）がそのときの信託財産（運用資産）の時価に応じてかかります。
料金はおもに短期金融資産（野村証券による預り金）から引落します。



料金の計算方法について

料金の計算方法について

■ 計算式

$$\text{計算基準金額} \times \text{税抜料率} \times \frac{\text{計算対象日数}}{365日} \times 1.1 \text{ (消費税等)}$$

注)円未満の端数は、掛け算、割り算の各段階ごとに切り捨てします。
注)年間日数はうるう年も365日で計算します。 注)日割りは両端入力で計算します。

■ 計算基準金額

初回計算分は契約金額、2回目以降は計算期間の始まる直前の営業日における運用資産全体の時価評価額に対して、資産クラスごとの目標資産配分比率に振分けられた金額です。

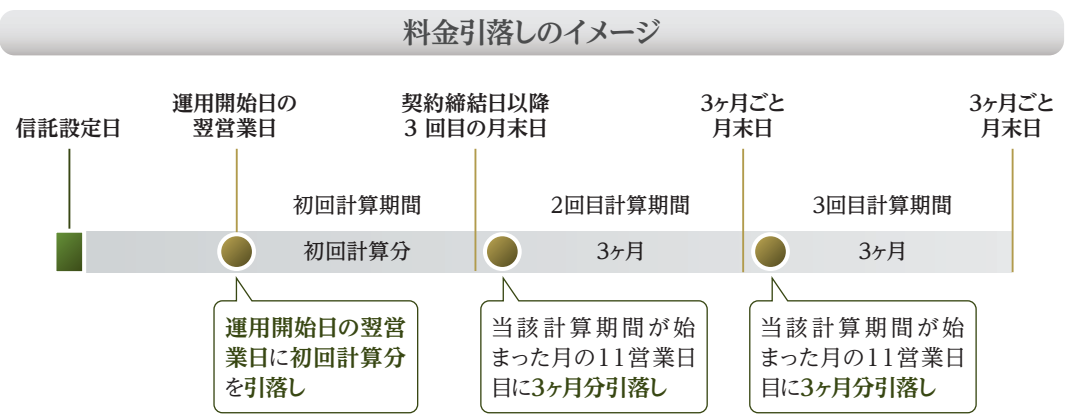
■ 計算対象日数

初回計算期間は「運用開始日」から「契約締結日以降3回目の月末日」まで、2回目以降は前の計算期間に続く3ヶ月間となります。

■ 料金の引落し

初回と追加信託(増額)時の料金は運用開始日(変更適用日)の翌営業日に、2回目以降の定期徴収では、当該計算期間が始まった月の11営業日目に各対象日数分を引落します。

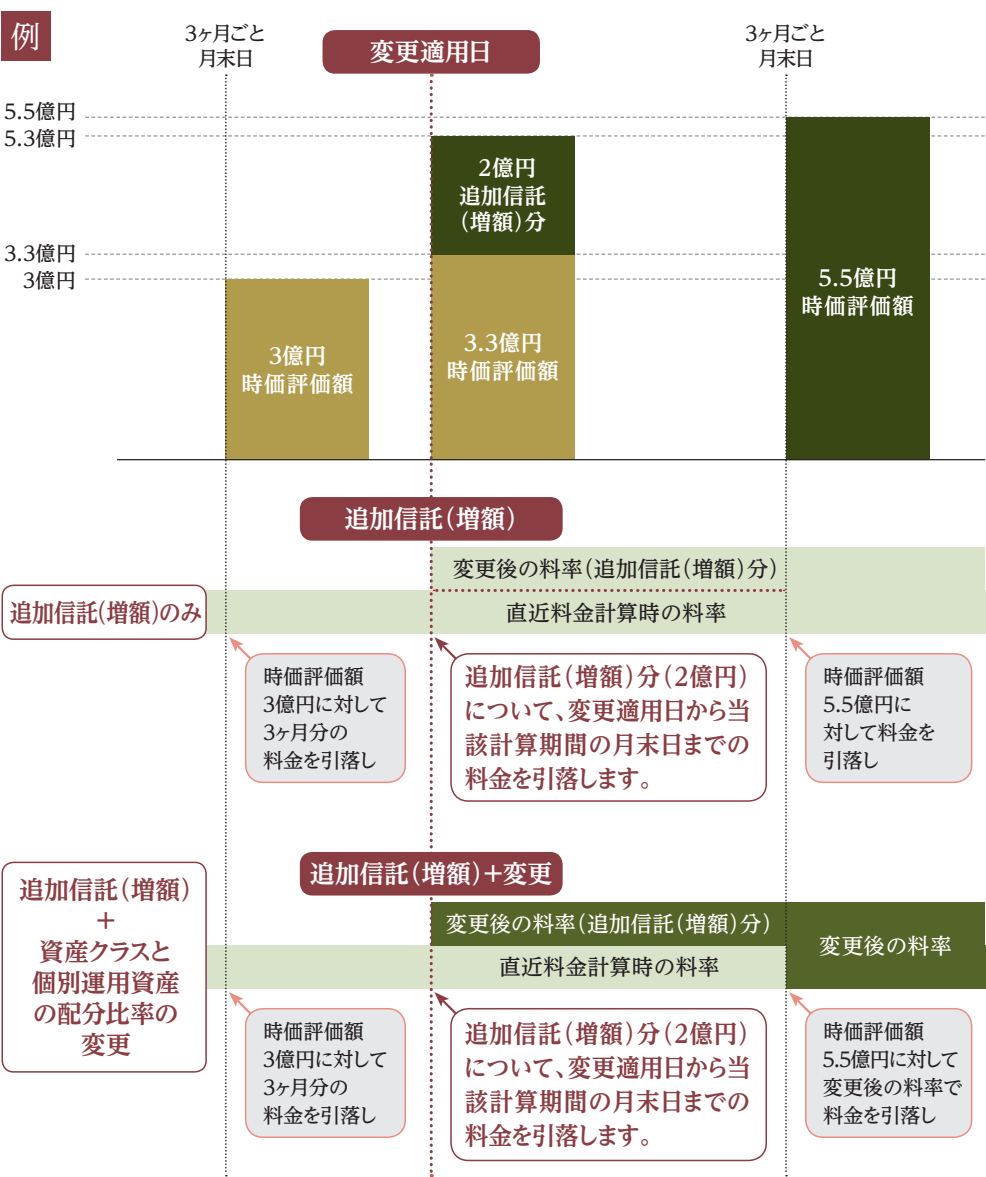
*料金はおもに短期金融資産(野村証券による預り金)から引落します。



変更、解約時の料金の注意点

■ 追加信託(増額)時の料金の注意点

- ① 追加信託(増額)分の料金は、変更適用日の翌営業日に引落します。
- ② 追加信託(増額)分の料金は、変更適用日から当該計算期間の月末日までを日割り計算します。
- ③ 追加信託(増額)分の料金は、直近の料金計算時における時価を考慮して計算されます。
- ④ 追加信託(増額)分の料金は、変更後の資産配分比率に基づいて計算します。

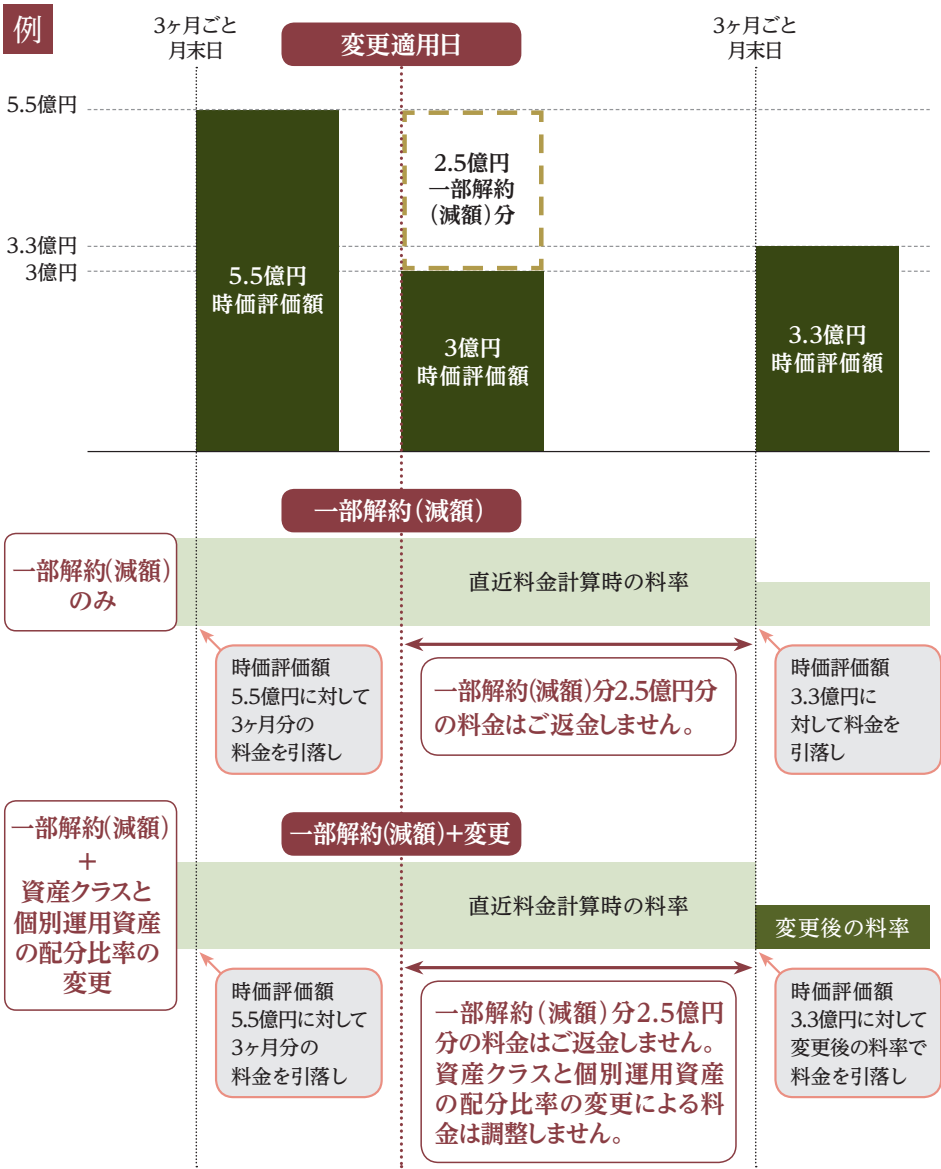


料金の計算方法について

変更、解約時の料金の注意点

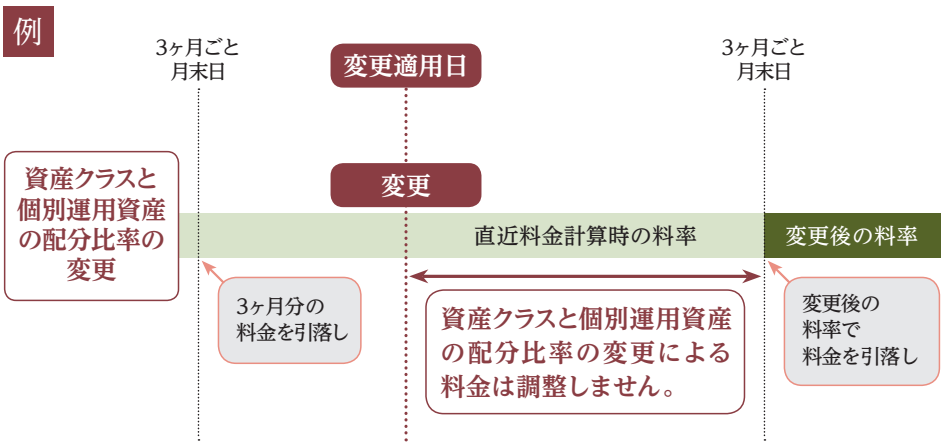
一部解約(減額)時の料金の注意点

- ① 計算期間の途中で一部解約(減額)した場合でも、残りの計算期間にかかる料金はご返金しません。
 - ② 次の計算期間から一部解約(減額)後の運用資産の時価評価額をもとに計算します。
 - ③ 一部解約(減額)と同時に資産クラスと個別運用資産の配分比率の変更があった場合の料金は、次の計算期間から変更後の料率を適用します。
- *計算期間の最初の営業日を変更適用日として一部解約(減額)した場合は、一部解約(減額)分の料金はいただきません。



資産クラスと個別運用資産の配分比率の変更(増減額なし)

- ① 投資一任報酬とSMA報酬は3ヶ月ごとに引落します。計算期間の途中で、資産クラスと個別運用資産の配分比率の変更を同時もしくは別々に変更した場合でも、残りの計算期間にかかる料金は調整しません。
- ② 料金は次の計算期間から、変更後の資産クラスごとの配分比率に基づいて計算します。
- ③ 計算期間の最初の営業日を変更適用日として変更する場合は、その計算期間から、変更後の料率を適用します。



全部解約時の料金の注意点

- ① 計算期間の途中で全部解約した場合でも、残りの計算期間にかかる料金はご返金しません。
- ② 運用開始日から約3ヶ月経過すれば、全部解約は可能ですが、運用開始日の3ヶ月後はすでに2回目の計算期間の料金がかかるため、全部解約をしても、2回目の計算期間分の料金はご返金しません。



ラップ信託のサービス概要

項目	内容
信託の形態	遺言代用信託
受託者	野村信託銀行株式会社
投資顧問業者	野村證券株式会社
信託の目的	当初委託者 兼 第一受益者と野村證券との間で締結される野村SMA投資一任契約に基づき取得される野村SMA専用投資信託の管理および第二受益者への資産承継。
当初信託金額	3,000万円以上 1万円単位
契約期間	初年度の「契約締結日」から「契約締結日以降12回目の月末日」まで。 契約は1年ごとに自動更新します。
申込日	随時
申込条件	当初委託者 兼 第一受益者、第二受益者ともに、お申込み時に以下の条件を満たすこと。 ✓ 日本国内に居住する個人であること ✓ 同一部に野村証券口座、野村信託銀行 普通預金口座を開設していること（ラップ信託のご契約期間中は口座保有を継続していただきます） ✓ お申込み後に野村信託銀行の所定の審査があります（ご契約いただけない場合があります） 上記に加え、 ✓ 当初委託者 兼 第一受益者は、成年であること ✓ 第二受益者が未成年の場合は、親権者または未成年後見人が存在すること
受益者	契約締結日から当初委託者 兼 第一受益者のご相続が開始するまでの間は、当初委託者 兼 第一受益者が受益者となります。 当初委託者 兼 第一受益者にご相続が開始したときは、指定された第二受益者が受益者となります。 第二受益者が受益者となった後、改めて次の受益者となるべき方を指定することができます。

項目		内容
第二受益者の範囲		第二受益者の範囲は以下のとおりとします。 1. 契約のお申込み時点における、当初委託者 兼 第一受益者の推定相続人 2. 契約のお申込み時点における、当初委託者 兼 第一受益者の孫 3. 上記以外で野村信託銀行が認める6親等内の親族(6親等内の血族(甥、姪、従兄弟、従姉妹等)または3親等内の姻族(子の配偶者、兄弟の配偶者等))
第二受益者の変更		当初委託者 兼 第一受益者は、所定の手続きにより、第二受益者を変更することができます。 第二受益者を変更した場合には、野村信託銀行より、変更前の第二受益者および変更後の第二受益者にその旨を通知します。
運用開始日		野村信託銀行による所定の審査完了後に運用開始日を確定させていただきます。
入金方法		当初委託者 兼 第一受益者が野村信託銀行に開設した普通預金口座から信託設定日に引落します。 有価証券の拠出、外貨での入金はお取扱いできません。 運用開始日までのお手続きの流れは、P.27、P.28をご覧ください。
運用商品		お客様と野村証券との間で締結される投資一任契約に基づき、主として野村SMA専用投資信託を通じて運用をおこないます。 専用投資信託に投資されない資金は野村証券による預り金となります。なお、預り金には利子等はありません。 *個別運用商品の種類や内容については、別冊の『ラップ信託個別運用商品一覧』や専用投資信託の『目論見書』をご参照ください。
専用投資信託の取引形態		買付は新規設定、売付は買取請求。 換金の方法は買取請求のみとなります。
収益分配金の取扱い		野村SMA専用投資信託の収益分配金は再投資されます。
契約変更	①追加信託(増額)	運用開始日の1ヶ月後から可能となります。 一契約期間中に、6回までお申込みいただけます。
	②一部解約(減額)	【追加信託(増額)】 追加信託(増額)は、100万円以上 1万円単位でお申込みいただけます。
	③資産クラスの変更	【一部解約(減額)】 一部解約(減額)は1万円以上 1万円単位でお申込みいただけます。
	④個別運用商品の変更	ただし、信託財産額が3,000万円を下回ることとなるような一部解約(減額)はできません。

ラップ信託のサービス概要

項目	内容
全部解約	運用開始日の3ヶ月後から可能となります。(応当日がない場合は、運用開始日以降4回目の月末日) 換金に要する期間は、ご投資している専用投資信託によって異なります。 原則として、すべての専用投資信託の換金が完了後、受益者名義の野村信託銀行 普通預金口座にお振込みいたします。
出金方法	全部解約または一部解約(減額)をお申込みいただいた受益者名義で野村信託銀行に開設された普通預金口座へ入金します。
指定指図人	委託者は、将来の判断能力低下に備え、あらかじめ受託者所定の方法により、第二受益者を指定指図人として指定することができます。 委託者について(1)成年後見の開始、または(2)任意後見監督人の選任、に関する登記事項証明書の届出がおこなわれた場合、指定指図人は、一部の契約変更(全部解約、一部解約(減額)、運用方法の変更に限ります)に関する代理権を行使することができます。 ① 指定 → ② 効力発生のための届出 → ③ 完了(効力発生) ① 委託者が第二受益者を指定指図人として指定 ② 第二受益者が成年後見開始等の登記事項証明書を受託者に届出 ③ 第二受益者が指定指図人として代理権を行使 *成年後見人等は、原則として指定指図人の同意なく全部解約または一部解約(減額)に関する代理権行使ができません。 *指定指図人が代理権を行使する際には、成年後見人等の同意が必要となる場合があります。
料金	ラップ信託の料金は、次の2つから構成されます。 a) 投資一任報酬 b) SMA報酬 野村信託銀行がいただく信託報酬(信託報酬計算基準額に0.22%(税込み・年率)を乗じた金額)は、野村証券がSMA報酬として収受する金額に含まれます。 上記a)、b)の他、専用投資信託にかかる運用管理費用(信託報酬)等や信託財産留保額がかかります。
その他の事項	●受益権の放棄 ・不可(第二受益者にも同意いただきます) ・当初委託者 兼 第一受益者にご相続が発生した場合、第二受益者による受益権の取得、委託者の地位の承継が同時に発生します。 ●受益権の分割・質入・譲渡 ・分割: 不可 ・質入: 野村信託銀行を質権者とする場合のみ可 ・譲渡: 質権者としての野村信託銀行の質権行使にともなう譲渡のみ可

税金について

野村SMA専用投資信託の取扱い

- ラップ信託では、受益者であるお客様が専用投資信託を直接保有しているとみなされて、課税がおこなわれます。
- 専用投資信託の税金は、一般的な投資信託と同様に取扱われます。
- 専用投資信託を売却した場合の所得は、上場株式等の譲渡による所得と同様に取扱われます。
- 専用投資信託の収益分配金は、配当所得として取扱われ、源泉徴収によって課税されます。

原則として、受益者であるお客様において確定申告が必要

- 専用投資信託の売却による所得は、上場株式等の譲渡による所得となり、原則として受益者であるお客様において確定申告が必要となります。
- ラップ信託に係る手数料(投資顧問料および信託報酬)は、上場株式等の譲渡による雑所得または事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるとされており、確定申告において所得から控除することが可能です。
- 確定申告に際して、野村信託銀行より年1回、以下の事項を記載した「ラップ信託に係る確定申告手続用資料」を郵送します。

① ラップ信託に係る手数料金額

- 投資顧問料
- 信託報酬
- 合計手数料金額

② ラップ信託に係る譲渡による収入金額と取得費(取得価額)

- 譲渡による収入金額
- 取得費(取得価額)

野村信託銀行様へ送付する「確定申告手続用資料」のイメージです。この資料には、お客様の投資状況、手数料、税金に関する情報が記載されています。

① ラップ信託に係る手数料金額

投資顧問料
信託報酬
合計手数料金額

野村信託銀行様へ送付する「確定申告手続用資料」のイメージです。この資料には、お客様の投資状況、収入金額、取得費に関する情報が記載されています。

② ラップ信託に係る譲渡による収入金額と取得費(取得価額)

詳細につきましては、会計士、税理士等の専門家または税務署等にご相談ください。
お客様ご自身で確定申告のお手続きが難しい場合、野村証券提携の税理士をご紹介します。

一般的な証券取引との比較

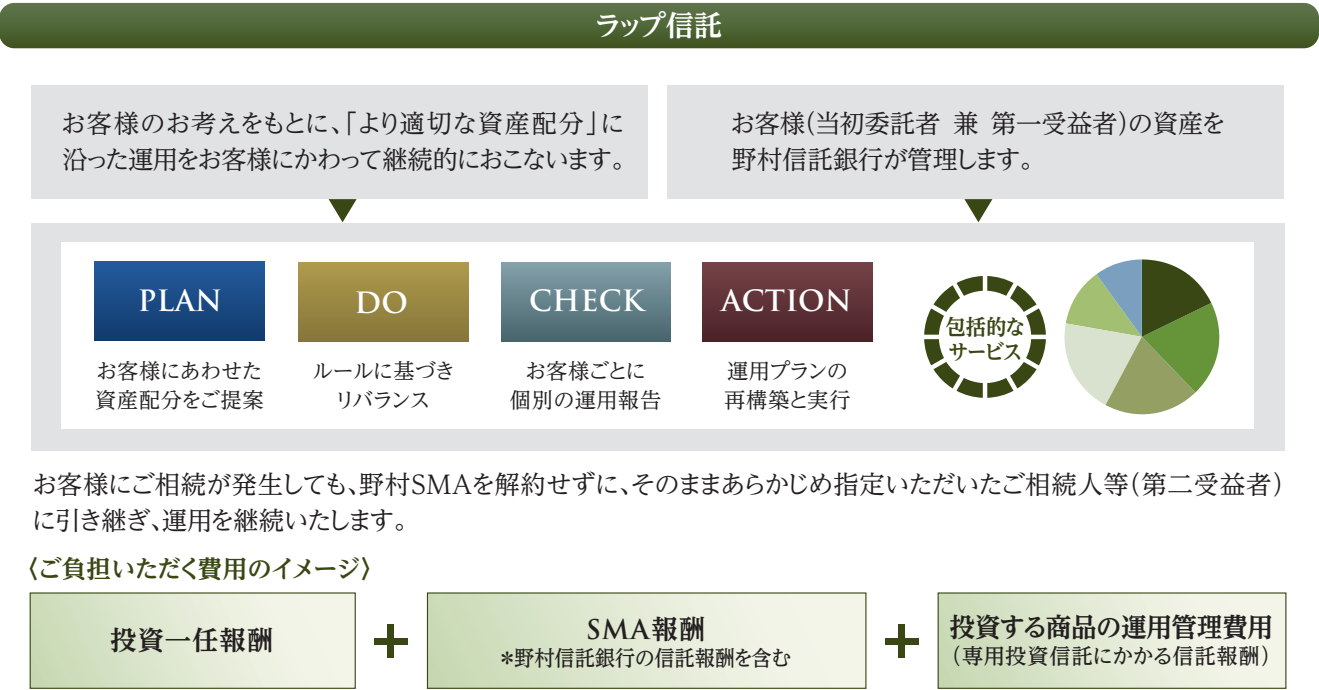
ここでは、ラップ信託と一般的な証券取引とを比較してご説明いたします。

ラップ信託は、お客様のお考えのもとで資産を長期運用しながら、あらかじめ指定していただいたご相続人等へ資産をのこすサービスです。

お客様(当初委託者 兼 第一受益者)の資産を野村信託銀行が管理し、お客様のお考えにあわせて、お客様にかわり、野村證券がPLAN・DO・CHECK・ACTIONをおこないます。

また、お客様(当初委託者 兼 第一受益者)にご相続が発生しても、野村SMAを解約せずに、そのままあらかじめ指定いただいたご相続人等(第二受益者)に引き継ぎ、運用を継続いたします。

下の図表では、お客様がご自身で類似の個別金融商品を選択してお取引される場合とのおもな差異を示しています。



- 第二受益者は、委託者のご相続開始により、本信託の受益権を取得すると同時に本信託契約の委託者の地位を承継します。第二受益者による受益権の放棄はできません。
- すでに遺言書や遺言信託の設定をされた当初委託者 兼 第一受益者からのお申込みはお引き受けできない場合があります。お申込みにあたっては、推定相続人の遺留分（民法が一定範囲の相続人に保障している相続財産の取得分）を踏まえて契約金額をご検討ください。
- お客様について下記の事由が生じた場合、野村證券はラップ信託に係る投資一任契約または停止条件付投資一任契約をお客様に通知することなく解約することができ、当該投資一任契約が解約された場合には、ラップ信託約款第26条第3項第1号の定めに従い野村信託銀行との間のラップ信託の契約は解約されるものとします。また、それ以外の事由に基づくラップ信託の契約の解約についても、ラップ信託約款第26条の定めに従うものとします。
 - ①投資一任契約約款または停止条件付投資一任契約約款における定めいずれかに違反した場合
 - ②支払いの停止または破産手続もしくは再生手続の開始の申立てがあった場合
 - ③手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - ④ラップ信託契約に基づきお客様に属する受益権その他の権利について仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発せられた場合
 - ⑤日本に居住しないこととなる旨の届出を受領した場合
 - ⑥反社会的勢力であることが判明した場合
 - ⑦野村信託銀行からお客様とのラップ信託契約が解約されたまたは終了した旨の通知を受領した場合
 - ⑧前各号のほか、契約を継続し難いものと認める事情を生じさせた場合

本資料は「ラップ信託」の説明用資料として、野村證券（野村信託銀行代理店）が作成したものです。記載内容は、資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。また、いかなる内容も、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

お申込みにあたっては、事前にラップ信託にかかる契約締結前交付書面をお渡ししますので、内容を十分にご確認ください。

お申込みの際には「ラップ信託申込書（当初委託者 兼 第一受益者用）」「ラップ信託申込書（第二受益者用）」「ラップ信託約款集」等をお受け取りのうえ、契約内容の詳細について、ご確認いただきますようお願いいたします。

野村證券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
野村信託銀行代理店
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村信託銀行株式会社
登録金融機関 関東財務局長(登金)第29号
加入協会／一般社団法人 全国銀行協会、一般社団法人 信託協会、日本証券業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会